

Alvarez & Marsal

採用プライバシー通知に関する補足文書(日本)

発効日:2026年1月1日

この採用プライバシー通知に関する補足文書(日本)(以下「日本採用プライバシー補足文書」)は、Alvarez & Marsal Holdings, LLC(以下「Holdings」)が、自社、その子会社、および日本の法律に基づき設立され、Alvarez & Marsal(またはA&M)ブランドの下で事業を行うその他の専門サービス会社(以下、併せて「A&M」または「当社」)を代表して提供するものです。

本日本採用プライバシー補足文書は、[A&Mのグローバル採用プライバシー通知](#)で言及されるローカルプライバシー補足文書に該当します。本補足文書は、当社のグローバル採用プライバシー通知の追加情報を提供し、同通知と併せてお読みいただく必要があります。本日本採用プライバシー補足文書とA&Mのグローバル採用プライバシー通知との間に矛盾がある場合、本日本採用プライバシー補足文書が優先されます。

本日本採用プライバシー補足文書は、グローバル採用プライバシー通知の以下の項目に関して追加情報を提供します。

- 1) [個人情報の管理者](#)
- 2) [収集する個人情報のカテゴリー](#)
- 3) [個人情報の利用](#)
- 4) [個人情報を処理する法的根拠](#)
- 5) [個人情報の開示](#)
- 6) [個人情報の国境を越えた転送](#)
- 7) [個人の権利](#)
- 8) [問い合わせ方法](#)

本規定において、「[適用されるデータ保護法](#)」とは、特に、個人情報の処理に適用される日本のすべての法律、規則および規制をいい、個人情報保護法(以下「APPI」)および、当社がマイナンバーを扱う範囲においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」)を含みますが、これらに限定されません。

本日本採用プライバシー補足文書は、当社との雇用、取締役、所有権、パートナーシップ、独立請負業者、その他いかなる種類の契約の一部を構成するものではなく、また、貴方に契約上の権利を付与したり、当社に契約上の義務を課したりするものではありません。貴方が従業員、役員、パートナー、独立請負業者、またはその他のカテゴリーの労働者となった場合、本通知に優先する当社のグローバル職場プライバシー通知および日本職場プライバシー補足文書が提供されます。

1. [個人情報の管理者](#)

A&Mの[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書において言及される「[管理者](#)」はすべて、当該事業者が自ら保有する「[保有個人データ](#)」(個人情報保護法(APPI)第16条第4項)に関して「[個人情報を取り扱う事業者](#)」(APPI第16条第2項「個人情報取扱事業者」)を指すものと理解されます。処理活動の性質に応じて、管理者は、(i) 現地で貴方を雇用するA&M事業体(本日本採用プライバシー補足文書の日付時点で、有限責任会社のAlvarez & Marsal Japan GK(Alvarez & Marsal Japan 合同会社)および認可税理士法人であるAlvarez & Marsal Japan Tax Corporation(A&M Japan 税理士法人)を含む)、(ii) 日本国内における当社最上

位法人(異なる場合)、(iii) Holdings(米国所在の当社最上位親会社)、および/または (iv) その他の Holdings の子会社および A&M グループ企業のいずれかとなります。

[ページトップへ戻る。](#)

2. 収集する個人情報の種類

A&Mの[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書において言及される「**処理**」はすべて、個人情報の「**取り扱い**」を指すものと理解するものとします。これには、取得(収集)、保存、使用、修正、消去、開示、および国境を越えた移転が含まれますが、これらに限定されません。

A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書において言及されている「**個人情報**」はすべて、APPI 第 2 条第 1 項に定義される「**個人情報**」、具体的には以下の項目で構成される生存する個人に関する情報のみを指すものと理解するものとします。

- (i) 氏名、生年月日その他の識別情報またはこれに相当するもの(文書、図面、電子記録または磁気記録(電子形式、磁気形式その他人間の感覚では知覚できない形式で作成された記録を含む)に、書面、録音、音声、動作その他の手段により作成されたすべての項目(個人識別符号を除く)をいい、本項(ii)においても同様とする)により特定個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該特定個人を識別できる情報を含む)。
- (ii) APPI 第 2 条第 2 項に定義される個人識別符号を含むもの。

本日本採用プライバシー補足文書における「**個人データ**」の言及はすべて、APPI 第 16 条第 3 項に定義される「**個人データ**」を指すものと理解されます。具体的には、以下をいいます。

- ✓ 個人情報データベース(すなわち、コンピュータを用いて特定の個人情報を検索可能とするために体系的に構成されたもの)に集積された個人情報。

A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)に相反する規定がある場合でも、個人情報には公開情報も含まれます。

A&Mの[グローバル採用プライバシー通知](#)における「**要配慮個人情報**」への言及はすべて、APPI第2条第3項に定義される「**要配慮個人情報**」(「**特別の配慮を要する個人情報**」とも呼ばれる)を専ら指すものと理解するものとします。具体的には、以下をいいます。

- ✓ 特定できる個人の人種、信条、社会的地位、病歴、犯罪歴、犯罪による被害を受けた事実、その他内閣府令で定める識別情報またはこれに準ずる情報であって、不当な差別、偏見その他の不利益を生じさせないよう特に配慮を要するもの。これには、(i) 身体的、精神的および心理的障害、(ii)健康診断の結果、(iii) 医師による健康、医療または処方への指導を受けた事実、(iv) 逮捕/犯罪記録、ならびに (v) 少年保護または後見記録に関する記述もしくは描写が含まれます。

[ページトップへ戻る。](#)

3. 個人情報の利用

当社は、貴方の個人情報を、A&Mの[グローバル採用プライバシー通知](#)に記載された目的のために利用します。貴方の個人情報が、個人番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、その後の改正を含む))で定義される個人番号(以下「**マイナンバー**」)に該当

する場合、当社は、社会保険の届出、源泉徴収手続き、法令に基づく災害対応調整、その他法令または政令で明示的に認められる場合を含め、法令で明示的に定められた行政手続きのためにのみ、当該情報を処理します。

[ページトップへ戻る。](#)

4. [個人情報の処理に関する法的根拠](#)

当社は、A&Mの[グローバル採用プライバシー通知](#)で貴方に通知した目的のために個人情報を処理します。個人情報の処理に関する当社の法的根拠に関する追加情報については、本日本採用プライバシー補足文書の[付属書1](#)をご覧ください。

[ページトップへ戻る。](#)

5. [個人情報の開示](#)

内部開示/共同利用

A&M グループ内で貴方の個人データを社内で転送する場合、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供することを目的とした、全社的な「グループ内個人データ共有および転送に関する契約」に基づいて行われます。このような場合、管理者は、A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)に規定されている通り、**貴方の個人データを「A&M グループ会社の他のメンバー企業(A&M Inc.およびその子会社を含むが、これらに限定されない)」との共同利用のために開示することがあります。**

共同利用される個人データの項目	A&Mのグローバル採用プライバシー通知 第2条「収集する個人情報のカテゴリー」に記載された項目	
共同利用の目的	A&Mのグローバル採用プライバシー通知 第4条「個人情報の利用」に記載された目的	
共同利用者の範囲	Alvarez & Marsal Japan GK (Alvarez & Marsal Japan 合同会社) Alvarez & Marsal Japan Tax Corporation (A&M Japan 税理士法人) 前文に定義される、Alvarez & Marsal Holdings, LLC、その子会社、およびA&Mグループ会社のその他のメンバー企業	
共同利用における個人データの管理責任者	Alvarez & Marsal Japan 合同会社 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町5丁目54番地 グラングリーン大阪、ゲートタワー南館7階、シグネチャー・グラングリーン・センター 代表者名: 代表社員の業務執行者 ポール・アヴェルサーノ	A&M Japan 税理士法人 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町5丁目54番地 グラングリーン大阪、ゲートタワー南館7階、シグネチャー・グラングリーン・センター 代表者名: 代表社員 須藤 一郎

内部開示/共同利用の転送に関する詳細については、本日本採用プライバシー補足文書の[付属書1](#)をご覧ください。

外部への開示

当社が貴方の個人データを第三者(処理業者を含むが、これに限定されない)に転送する場合、当社は、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供するように設計されたデータ転送契約を締結することを含め、受領者が適切なレベルのデータ保護、セキュリティ、および機密性を維持する義務を負うようにすることを方針としています。適用されるデータ保護法で要求される場合、当社は、そのような開示について貴方の同意も取得します。同意に関する詳細については、本日本採用プライバシー補足文書の[付属書 1](#)をご覧ください。

なお、適用されるデータ保護法では「**処理者**」という用語を定義または使用していません。代わりに、適用されるデータ保護法の文脈において A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書を理解する目的で、「**処理者**」とは「**委託者**」(すなわち、個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの全部または一部を委託され、個人情報取扱事業者から個人データの安全な管理を確保するために必要かつ適切な監督を受ける者(APPI 第 25 条))をいいます。

[ページトップへ戻る。](#)

6. [個人情報の国境を越えた転送](#)

A&M は、世界中に事業所を構えるグローバル企業であり、親会社は米国に所在します。適用されるデータ保護法で禁止されている場合を除き(および適用されるデータ保護法の要件に従い)、A&M は、A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)に記載された目的のために、貴方の個人データを日本国外の、A&M、そのサービスプロバイダー、その他の第三者が所在する他の国または地域(適用されるデータ保護法と比較して個人データの処理について十分な保護水準を提供していると認められていない国または地域を含む)に転送する場合があります。

APEC CBPR に加盟している米国、その他の国々の個人情報保護制度の詳細については、日本の当局のウェブサイト(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>)をご覧ください。

内部移転

当社が A&M グループ内で、適用されるデータ保護法と比較して個人データの処理に対する十分な保護水準が確保されていると認められていない日本国外の国または地域へ貴方の個人データを転送する場合、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供することを目的とした、全社的な「グループ内個人データ共有および移転契約」(および A&M ポリシー)に基づいて行われます。適用されるデータ保護法で要求される場合、当社は、そのような移転について貴方の同意も取得します。社内の国境を越えた移転に関する詳細については、本日本採用プライバシー補足文書の[付属書 1](#)をご覧ください。

外部移転

当社が貴方の個人データを、適用されるデータ保護法と比較して個人データの処理に対する十分な保護水準を提供していると認められていない日本国外の国または地域に所在する第三者(当社の人材ネットワークや求人応募プラットフォームなどの処理者(委託先)を含むが、これらに限定されない)に転送する場合、当社は、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供するように設計されたデータ移転契約を締結することを含め、受領者が継続的に適切なレベルのデータ保護、セキュリティ、機密性を維持する義務を負うようにすることを方針としています。適用されるデータ保護法で要求される場合、当社はまた、そのような移転について貴方の同意を取得します。外部への国境を超えた転送に関する詳細については、本日本採用プライバシー補足文書の[付属書 1](#)をご覧ください。

[ページトップへ戻る。](#)

7. 個人の権利

貴方は、適用されるデータ保護法に基づき、当社が保有する貴方の個人情報に関して特定の権利を有します (APPI 第 16 条第 4 項)。これらの権利は、自身の個人情報に対する透明性を高め、より容易に管理できるようにすることを目的としています。具体的には、貴方は以下の権利を有します。

- (1) **通知を受ける権利 (APPI 第 21 条、第 32 条)**。貴方は、自身の個人情報の収集および利用について通知および情報提供を受ける権利を有します (APPI 第 21 条、第 32 条)。A&M の [グローバル採用プライバシー通知](#) および本日本採用プライバシー補足文書は、透明性確保への取り組みの一環です。
- (2) **アクセス権 (APPI 第 33 条)**。貴方は、当社が保有する自身の個人データへのアクセスを請求することができます。
 - ✓ 注意: アクセス権には一定の制限および例外が適用されます。個人情報の開示を制限する理由には、要求された情報が明らかに既に提供されているため、開示が特定可能な個人または第三者の生命、健康、財産その他の権利または利益を害するおそれがあるため、開示がデータ取扱者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、開示が他の法令に違反するため、または開示が公益を害するためなどがありますが、これらに限定されません。当社は、各請求を個別に審査し、適用される免除事項がある場合は、その旨と情報提供を差し控える理由を通知します。
- (3) **訂正の権利 (APPI 第 34 条)**。当社が保有する自身の個人データに不正確または不完全な点がある場合、貴方は、その訂正または更新を要求する権利を有します。
- (4) **利用停止/提供停止または削除の権利 (APPI 第 35 条)**。貴方は、当社に対し以下の請求を行うことができます。(i) 個人情報個人が個人情報保護法に違反して処理されている場合 (通知された目的を超えた利用、違法もしくは不正な行為の助長または誘導を含む)、または個人情報が詐欺その他の不正な手段により取得された場合、当社が保有する貴方の個人データの利用停止または削除を請求すること、(ii) 同意取得義務違反 (例外適用時を除く) または外国への第三者提供に関する要件違反により、当社が保有する個人データを第三者に提供 (共有) している場合、当該提供の停止を要求すること、(iii) 当該個人データの利用が不要となった場合、個人データ漏洩が発生した場合、または当該個人データの取扱いが本人の権利および利益を害するおそれがある場合、当社が保有する個人データの利用停止もしくは削除、または第三者への提供 (共有) を停止するよう請求すること。
 - ✓ なお、当社が保有するデータの利用停止または削除を求める権利は絶対的なものではありません。請求に応じるために多額の費用がかかる場合、またはその他の理由で困難な場合、請求に応じられない場合があります。その場合、当社は、貴方の権利と利益を保護するために必要な代替措置を講じます。

A&M は、貴方の請求に応えるため合理的な努力を尽くしますが、法的要件がない限り、特定の請求を履行する義務を負いません。請求に応えられない場合、または法的義務がない場合、法的または規制上の制限に服することを条件として、その理由をお知らせします。

プライバシー権を行使するか、個人情報の処理に関して請求を行うか、苦情を申し立てるには、[第 8 条](#)に記載の連絡方法のいずれかにより書面にて当社までご連絡ください。

なお、貴方のプライバシー保護とセキュリティ維持のため、請求に応じる前に本人確認を行う場合があります。例えば、氏名、追加の連絡先情報、A&M との関係性の性質などの詳細を提供するよう求める場合があります。さらに、特定の個人情報の提供や当社が要配慮と判断する情報の削除を請求する場合、当該請求の対象となる個人情報のデータ主体であることについて、偽証罪の罰則付き宣誓書への署名を求めることがあります。自身のプライバシー権を行使するために代理人を指定する場合、当社は、その代理人がご本人から委任されたことを証明する書類 (本人の署名済み委任状) を要求することがあります。さらに、本人の身元確認と、代理人による本人名

義での請求提出を承認した事実の確認を求める場合があります。これらの要件を満たさない代理人からの請求には応じられない場合があります。個人情報へのアクセスには手数料が発生する場合がありますが、その場合は事前に通知します。

[ページトップへ戻る。](#)

8. お問い合わせ

貴方の権利を行使する場合、または当社による個人情報の処理に関して請求を行うか、苦情を申し立てる場合は、下記までご連絡ください。

採用担当部署	talentacquisition@alvarezandmarsal.com
ウェブフォーム	A&Mのウェブサイトプライバシー通知(「個人の権利」) (こちら)より利用可能。

[ページトップへ戻る。](#)

付属書1

情報処理の法的根拠

個人情報の利用

A&M は、当社の[グローバル採用プライバシー通知](#)に記載された目的のために貴方の個人情報を処理します。

A&M は、適用されるデータ保護法に基づく例外が適用されない限り、A&M の[グローバル採用プライバシー通知](#)に規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて貴方の個人情報を処理する場合、事前に同意を取得しません。

ただし、適用されるデータ保護法で認められる場合、A&M は、貴方の事前の同意を得る必要がありません(また、貴方の事前の同意なしにそのような追加の処理を行うことが認められます)。このような場合には、(i) 日本の法令に基づく場合、(ii) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、かつ当該特定できる者の同意を得ることが困難である場合、または (iii) 日本の政府機関、地方公共団体、またはこれらから法令で定められた職務の遂行を委託された者との協力が必要であり、同意を得ることが当該職務の遂行を妨げるおそれがある場合が含まれますが、これらに限定されません。

要配慮個人情報の取得

A&M は、当社の[グローバル採用プライバシー通知](#)に記載された目的のために、要配慮個人情報を処理します。

A&M は、適用されるデータ保護法に基づく例外が適用されない限り、貴方の要配慮個人情報の取得について、貴方の同意を事前に取得します。

ただし、適用されるデータ保護法で認められる場合、A&M は事前の同意を得る必要はありません(また、貴方の事前の同意なしに要配慮個人情報を取得することが認められます)。このような場合には、(i) 日本の法令に基づく場合 (ii) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、かつ、特定できる本人の同意を得ることが困難である場合、または (iii) 日本の政府機関、地方公共団体、またはこれらから法令で定められた職務の遂行を委託された者との協力が必要であり、同意を得ることがその職務の遂行を妨げるおそれがある場合が含まれますが、これらに限定されません。

個人データの開示

A&M は、当社の[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書に記載されている通り、貴方の個人情報および要配慮個人情報を A&M グループ会社の他のメンバー企業および第三者に提供しません。

適用されるデータ保護法に基づき必要とされる場合、A&M は、貴方の個人データを A&M グループ会社の他のメンバー企業および日本に所在する第三者に開示するにあたり、貴方の同意を事前に取得します。

ただし、適用されるデータ保護法で認められる場合、A&M は、貴方の事前の同意を取得する必要はありません(貴方の事前の同意なしに個人データを開示することが認められます)。このような場合には、以下の開示が含まれますが、これらに限定されません。

- (i) (a) 日本の法令に基づく場合 (b) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、かつ、特定可能な本人の同意を得ることが困難である場合、または (c) 日本の政府機関、地方公共団体、またはこれらから法令で定められた職務の遂行を委託された者との協力が必要であり、かつ、特定可能な本人の同意を得ることがその職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

- (ii) 具体的に、(a) 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの処理の全部または一部を委託された者(すなわち、委託先またはサービスプロバイダー)、(b) 合併その他の企業再編に伴う承継者、または(c) 本日本採用プライバシー補足文書に記載される通り、管理者と共同で個人データを利用する者に提供する場合。

国境を越えた転送/外国に所在する第三者への個人データの提供

A&M は、当社の[グローバル採用プライバシー通知](#)および本日本採用プライバシー補足文書に記載されており、貴方の個人情報を A&M グループ会社の他のメンバー企業および外国または海外の地域に所在する第三者に移転します。

適用されるデータ保護法に基づき必要とされる場合、A&M は、貴方の個人データを A&M グループ会社および外国または海外の地域に所在する第三者へ移転するにあたり、貴方の同意を事前に取得します。

ただし、適用されるデータ保護法で認められる場合、A&M は事前同意を取る必要はありません(また、貴方の事前の同意なしに貴方の個人データを A&M グループ会社および外国または海外の地域に所在する第三者に移転することが認められます)。このような場合には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- (i) 受領国または地域の法令が、日本の個人情報保護委員会により、適用されるデータ保護法と比較して個人データの処理について十分な保護水準を提供すると認められている場合
- (ii) 受領者が継続的に適切なデータ保護、セキュリティおよび機密保持水準を維持する義務を負っている場合。このような場合には、(a) A&M と当該第三者が、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供することを目的としたデータ移転契約を締結している場合、または (b) 受領者が、適用されるデータ保護法と同等の保護を提供することを目的とした全社的なグループ内個人データ共有および移転契約(および A&M ポリシー)に基づき、本日本採用プライバシー補足文書に記載された個人情報を共同利用する関連会社(A&M グループ会社の他のメンバー企業)である場合が含まれます。
- (iii) 当該移転が、(a) 日本の法令に基づく場合、(b) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、かつ当該個人から同意を得ることが困難である場合、または (c) 日本の政府機関、地方公共団体、またはこれらから法令で定められた事務の執行を委託された者との協力のために必要であり、かつ当該個人から同意を得ることが当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがある場合。

[ページトップへ戻る。](#)